

平成28年度から 国民健康保険税率を改正します

改正までの経緯

市の国民健康保険税は、過去の累積黒字を活用して平成21年度から平成24年度まで計画的に税率を下げ、平成25年度から平成27年度までは税率を据え置き、加入者の負担を軽減してきました。

しかし、国民健康保険加入者の減少や高齢化、医療の高度化、慢性的な疾患などによる医療費の増加などにより、現在は大変厳しい財政状況となっています。

このことから、平成28年度から市の保険税率について、北海道平均に満たない部分を平均値まで引き上げることとなりました。

また、今後も引き続き特定健診や各種検診を推奨し、国民健康保険加入者の健康づくりに取り組んでまいりますので、医療費抑制へのご協力をお願いします。

※平成28年度の納税通知書は6月中旬に発送します。



国民健康保険税率の改正内容

区分	①平成27年度	②平成28年度	増減額など (②-①)	
医療給付費分	所得割	8.3%	8.9%	0.6%
	均等割	26,000円	26,000円	改正なし
	平等割	25,000円	25,000円	改正なし
	限度額	510,000円	520,000円	10,000円
介護納付金分	所得割	2.5%	2.5%	改正なし
	均等割	5,200円	8,700円	3,500円
	平等割	5,800円	5,900円	100円
	限度額	140,000円	160,000円	20,000円
支援金等分 後期高齢者	所得割	1.8%	2.8%	1.0%
	均等割	3,800円	7,100円	3,300円
	平等割	4,000円	7,000円	3,000円
	限度額	160,000円	170,000円	10,000円



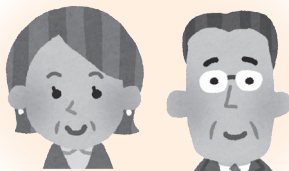
用語解説

- ・医療給付費分…74歳以下の方の医療費に充てる分
- ・介護納付金分…介護費に充てる分(40歳から64歳までの方が対象)
- ・後期高齢者支援金等分…後期高齢者医療制度の加入者の医療費に充てる分
- ・所得割…加入者全員の前年の所得から算出するもの
- ・均等割…加入者数に応じてかかるもの
- ・平等割…1世帯あたりにかかるもの

保険税額の例

60歳以上65歳未満の夫婦2人世帯の場合

(収入：夫 年金：250万円)



①平成27年度年税額	252,100円
②平成28年度年税額	287,500円
年間増加額(②-①)	+35,400円

家族4人(40歳以上65歳未満の夫婦2人と40歳未満の子ども2人)の場合

(収入：世帯主 給与：350万円)



①平成27年度年税額	408,800円
②平成28年度年税額	463,100円
年間増加額(②-①)	+54,300円

40歳以上65歳未満の1人世帯で、最低年税額の場合



①平成27年度年税額	20,900円
②平成28年度年税額	23,800円
年間増加額(②-①)	+2,900円